

仕様書

1 件名

大阪市西区社会福祉協議会照明設備LED設置工事

2 履行場所

大阪市西区社会福祉協議会

(所在地) 〒550-0013 西区新町4-5-14

西区役所合同庁舎6階、1階・2階エレベーターホール

3 工期期限

契約締結日から令和6年12月15日

原則として落札後に受注者と協議のうえ決定する

4 内容

- (1) 本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。
- (2) ISO9001（品質）及びISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (3) 照明器具、ランプ及び設置作業に使用する雑材はすべて未使用であること。
- (4) 既設の照明設備（別紙参照）と同等以上の照度を有するものであること。
但し、40型灯具に関してはFHF32灯具相当にて機種選択すること。
- (5) 導入するLED照明器具等は、国内で製造及び販売の実績が15年以上あるメーカーの製品を用いること。
また灯具は電気用品安全法におけるPSEマーク取得の一体型器具を選択すること。
(灯具の改造、LED管球のみの改修は不可とします。)
- (6) 設置作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (7) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (8) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (9) 作業車、運搬車両等の車両の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (10) 作業は原則として平日の午前9時00分から午後5時とするが事務所等の土日・祝日作業を必要とする場合は事前に担当職員と日程調整をすること。
- (11) 作業終了後、撤去した器具やランプについては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

- (12) 既存電気配線および一次側電気設備は原則流用すること。
- (13) 天井ボードの加工（拡幅など）は不可としリニューアルパネル等を使用して改修を実施すること。
- (14) LED照明機器（20時間/日以上点灯の照明、住宅用照明器具、大型スクエア器具、無線調光器具等の一部灯具は除く）のメーカー保証期間は5年間とする。
- (15) 仕様書に明記のない場合、相違ある場合、または疑義が生じた場合は発注者と受注者の双方が協議するものとする。

5 一部灯具等に関する追加要求仕様

No.	フロア	室名	要求事項等
①	全館		納入する灯具の色温度は基本5000Kとするが落札者は納入前に発注者との間で別途協議をすることとする。
②	全館		納入する灯具の基本仕様は既設灯具本体と同等以上の仕様を選択すること。但し40型管球が装着されている灯具は特別な事情が無い限り納入する灯具はFHF32仕様相当の灯具に置き換えて機種選択をするものとする。
③	全館		既設非常灯は大多数がΦ125mmの埋込穴のためリニューアルプレートなどを使用して隙間を埋めること。（天井ボードの加工・拡幅は不可とする。）
④	全館		既にLEDへ改修済みである灯具は改修対象外とする。
⑤	全館		誘導灯改修に伴う消防への届出や立会検査等の費用は見積に含むこと。
⑥	6階	厨房	既設灯具に準じた防湿・防雨、防錆（ステンレス）仕様を選択すること。
⑦	6階	会議室(3)、男子・女子更衣室、多目的室	40型×3灯式埋込灯具はFHF32×2灯相当仕様を選択すること。（13灯）
⑧	6階	会議室(3)	埋込幅W343mm灯具についてはリニューアルプレートなどを使用して隙間を埋めること。
⑨	6階	デイルーム	既設灯具は調光仕様となっているが納入する灯具は非調光仕様で可とする。
⑩	6階	浴室	既設灯具に準じた防湿・防雨仕様を選択すること。
⑪	6階	男子・女子トイレ	新たに灯具と換気扇の連動人感センサー及び手動スイッチを設置すること。

※全改修対象灯具は別紙参考資料のとおり。

別紙に記載されている既設灯具仕様は参考として応札者自身が確認をする事。

6 担当

大阪市西区社会福祉協議会（担当者：三宅）

TEL 06-6539-8075 FAX 06-6539-8073

以上